

赤潮特約掛金補助事業実施要領

(目的)

第1条 赤潮特約掛金補助事業（以下「事業」という。）を適正に実施するために必要な事項について定めるものとする。

また、併せて補助金交付事務を適正に処理するため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 要項第2条に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

漁業災害補償法に基づく養殖共済の加入者が付加する異常赤潮を対象とした赤潮特約に係る純共済掛金

(補助金等の交付申請)

第3条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記様式とする。

(補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式とする。

(事業の完了)

第5条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記様式とする。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。

別記様式（第3条、第4条、第5条関係）

赤潮特約掛金補助事業計画書・変更計画書・実績書

1 赤潮特約調書（赤潮特約掛金集計表）

共済の 対象種類	共済責任 期間	対象物の 単価（円）	対象物の数量 （尾、貝）	共済価額	平均契 約割合 （%）	共済金額	特約に係 る純共済 掛金率（%）	赤潮特約掛金（円）		
								純共済掛金額	国庫補助金	県補助金

（注）変更に係る部分については、二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

2 赤潮特約引受明細書

漁協名	契約者名	共済の 対象種類	対象物の 単価（円） A	対象物の 数量 （尾、貝） B	共済価額 C = A × B	契約 割合 （%） D	共済金額 E = C × D	特約に係 る純共済 掛金率（%） F	赤潮特約掛金（円）		
									純共済掛金額 G = E × F	国庫補助金 H = G × 2/3	県補助金 I = G - H

（注）変更に係る部分については、二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

（注）本様式は、計画書又は変更計画書、実績書のいずれかを○で囲んで使用してください。